

# 政策をめぐる地方自治体とＪリーグクラブの官民パートナーシップ形成の機能と課題

日下知明\*

## **Functions and challenges of formation of Public-Private Partnerships between Local Governments and J. League Clubs**

Tomoaki KUSAKA

### **Abstract**

This study examines how public-private partnerships (PPPs) with J. League clubs work to promote policies and the challenges that exist in forming PPPs with the clubs from the perspective of local governments. This study analysed the functions and challenges of PPPs from the following three aspects: (1) the involvement of partners in the policy process; (2) the function of partners' activities; and (3) the exchange of resources. Data for this study were collected through a questionnaire survey of local governments.

Certain local governments have ensured that J. League clubs have access to the policy-making process. In addition, some local governments have linked professional sports to policy issues that are not exclusive to sport. PPPs mainly help with the delivery of public services during the policy process. Local governments appreciate the fact that the activities conducted by the clubs have led to the amelioration of local public problems. In addition, local governments expect the clubs to play an increasing role in resolving local public problems. Furthermore, local governments expect the formation of networks to solve local public problems and hope to expand such networks with the help of the clubs. In their PPPs, local governments support the partner clubs by providing capital to them. Taking these into account, it can be said that local governments support the clubs in terms of capital while the clubs support local governments by facilitating public service delivery and the amelioration of local public problems.

Public sports facilities are not only a factor for local governments to promote PPPs but also serve as a factor for rethinking PPPs. Local governments often struggle with the challenge of coordinating the preferential allocation of public sports facilities to the clubs. It can be said that local governments are faced with conflict between promoting the PPPs with the clubs and protecting of the public interests.

キーワード：地方自治体, Jリーグクラブ, 官民パートナーシップ, 機能, 課題

---

\* 鹿屋体育大学スポーツ人文・応用社会科学系 Faculty of Sports Humanities and Applied Social Science, National Institute of Fitness and Sports in Kanoya

## I. 研究の目的

一般的に、政策ないし公共政策は国や地方自治体といった政府がその活動を行うものであると考えられている。しかし、政策は政府のみによって担われているという理解は現実的ではなく、公共的課題の解決には政府以外の様々な主体が関与しており、このような状況はガバナンスと称される（真山, 2002; 新川, 2013）。そして、公共的利益を政府と民間主体が独立して実現しようとするのではなく、相互に連携・協働して実現しようとするために結ばれているのが官民連携・協働（Public-Private Partnerships: PPP）であり（山本, 2008; 新川, 2013; 秋吉ら, 2020）、政策のためのPPPは公共目的のために民間アクターを積極的に関与させる手段である（Skelcher, 2010）。

日本におけるスポーツ政策においても、地域の公共的課題を解決していくなかで地方自治体と民間組織・団体が連携・協働していくことが政策として奨励され、実践的にも様々な取組が展開されている。昨今では、地方自治体とプロスポーツがPPPを形成することにより、地域の経済産業政策や地方創生に向けた政策を取り組むことが促進されている。例えば、国の経済産業政策である2020年「成長戦略フォローアップ」では地域において地域のプロスポーツチーム、企業、大学等が連携してまちづくりや高付加価値サービスの創出を促す仕組みの構築を目指す、地域版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の構築の促進が取り上げられ、2021年「成長戦略フォローアップ」では地域版SOIPの先進事例の形成に取り組むことが掲げられた。このような政策動向を鑑みれば、政策のためのPPPは、地方自治体と民間非営利スポーツ組織・団体（総合型地域スポーツクラブなど）に限らず、地方自治体と民間営利企業であるプロスポーツクラブとの連携・協働の在り方も射程に入れて検討する必要があると考える。

そこで、本研究は、地方自治体がプロスポーツと形成するPPPが政策のためにどのように機能

しているのか、そしてPPPを形成することにおいてどのような課題があるのかを地方自治体側の視点から考察する。なお、本研究は地方自治体とJリーグクラブのPPPを対象として取り上げる。その理由は、日本において地方自治体と様々なプロスポーツの間に公共政策をめぐりPPPが既に形成されていたり、形成が目指されているなかで、地方自治体とJリーグクラブのPPPは他のプロスポーツよりも比較的歴史を有しているため経験や蓄積があると思われ、政策をめぐりPPPの機能や課題の検討に適していると考えたためである。

## II. 先行研究の検討

日本における地方自治体とプロスポーツクラブの関係を扱った研究群の1つは、プロスポーツクラブの経営活動の活性化や成長に対する地方自治体の関与を論じるものである。松橋（2020）は、プロ野球球団と地方自治体の間でスタジアムの使用をめぐり権限や改修に関する協定が結ばれることにより球団の売上げが増加したことを明らかにしている。また、プロリーグ参入を目指す地域型アマチュアサッカークラブの成長過程におけるクラブと地方自治体との関係の把握を目指した石川ら（2014）の研究は、クラブの発展段階に合わせて地方自治体との提携が深化する過程及びその要因を明らかにし、提携深化に関する概念モデルを提示している。これらの研究の関心は、プロスポーツクラブの発展や成長に関わる地方自治体の関与を論じることにある。そのため、「政策のための」地方自治体とプロスポーツの連携・協働という視点で2者間の関係を検討する本研究とは関心が異なる。

政策のためのPPPという視点から地方自治体とプロスポーツクラブの連携・協働を検討した日下・齋藤（2016）は、地方スポーツ推進計画を資料として地方自治体がJリーグクラブとのPPPがどのような政策目的の体系に位置づいているのかを明らかにし、政策目的のタイプを分類してい

る。日下（2020）もまた地方スポーツ推進計画を資料として、地方自治体が政策のためにプロスポーツクラブとの間に形成しようとしているPPPの関係や構造を明らかにしている。これらの研究は、地方自治体の行政計画をもとに地方自治体が政策のためにプロスポーツクラブとどのようなPPPを形成しようとしているのかを明らかにしている。しかし、行政計画はあくまで行政の行動方針を示しているに過ぎず、実際に形成されている関係の様相は明確ではない。また、日下（2017）は、地方自治体とJリーグクラブの間の施設をめぐる相互依存的関係を指摘するにとどまる。そこで、本研究では、地方自治体とJリーグクラブの間に実際に形成されているPPPを実証的に明らかにすることから着手することとした。

### Ⅲ. 分析の視点

先行研究の抱える課題を乗り越え、政策をめぐる地方自治体がプロスポーツと形成するPPPの機能やPPP形成に関わる課題を考察する上で、本研究は3つの側面からアプローチする。その側面とは、政策過程におけるパートナーとの関係、パートナーの主体的な活動が果たす機能及び資源交換である。

第1の側面は、政策過程におけるパートナーとの関係である。ガバナンス論は政策をめぐる統治過程に多様な主体が関与していることに注目し、政府のみに焦点を当てるのではなく、統治の過程や構造について政府とその主要な関係者を総合的に捉えることを提唱する（伊藤・近藤，2010；新川，2013）。政策過程におけるパートナーとの関係に注目することは、政府の政策にパートナーがどのような関与をしており、政策の担い手としていかなる役割を果たしているのかを考察する視点を提供すると考えられる。

第2の側面は、パートナーの主体的な活動が果たす機能である。パートナーは単に地方自治体の政策に対して関与を求められる下請け的な存在ではなく、その組織目的のために主体的な活動を展

開している。そして、この活動は組織のみの利益になるものだけでなく、公共的課題と関連したものも展開されていると考えられる。この側面に注目することにより、公共的利益の実現に向けてパートナーが果たしている機能を考察することができる。と考える。

第3の側面は、資源交換である。政策のための政府組織、営利企業及び非営利組織間関係として定義されるPPP（Linder and Rosenau, 2000）は、理論的には公共財や公共サービスの提供において、資源及びリスクの負担の分配、並びに財やサービスの提供によって得られる報酬の分配を行う関係として捉えられる（Bevir, 2009）。資源の負担がどのように行われているのかを明らかにすることは、PPPがどの主体のどのような資源負担により支えられているのかを考察することにつながる。

本研究は以上の3つの側面から、政策をめぐる地方自治体とJリーグクラブの間に形成されているPPPの機能や課題について考察する。本稿の構成は以下の通りである。まず、本研究の分析に使用するデータの概要を示す（Ⅳ）。次に、政策過程におけるパートナーとの関係について、政策決定段階と政策実施段階における地方自治体とクラブの関係の実態を明らかにし、政策においてクラブが担う機能を考察する（Ⅴ-1）。また、クラブが主体的に展開する公共的課題の解決に向けた活動に対する地方自治体の評価を明らかにし、公共的利益の実現においてクラブが果たす機能を考察する（Ⅴ-2）。さらに、地方自治体とクラブの間でやり取りされる資源として、①公共スポーツ施設、②資本金、③人事交流の3つを取り上げ、これらの資源交換の実態を明らかにするとともに、地方自治体が資源の負担に関して有する認識を明らかにする（Ⅴ-3）。最後に、本研究の知見をまとめるとともに今後の課題を示す（Ⅵ）。

### Ⅳ. データの収集方法

本研究では、地方スポーツ政策をめぐる地方自

自治体とJリーグクラブのPPPの実態を明らかにするため、地方自治体に対する質問紙調査を実施した（鹿屋体育大学研究倫理委員会から承認を受けて実施した（第3-29号））。対象となる地方自治体はJリーグクラブ（2017年シーズン時点でJリーグ1部または2部に所属していたクラブ）のホームタウンである地方自治体100件とした<sup>1)</sup>。地方自治体の抽出は、2017年Jリーグ規約・規程集を参考にした。

調査票は各地方自治体のスポーツ振興担当部局宛に送付した（各地方自治体の組織に関する条例及び規則により担当部局を確認した）。回答にあたっては、地方自治体とクラブの連携に詳しい部署・担当者による回答を依頼した。調査の実施期間は、2021年8月19日（発送）から2021年9月3日（回収期限）とした<sup>2)</sup>。調査票配布数は100であり、回収数は61であった。

## V. 結果及び考察

### 1. 政策過程における関係

政策決定段階における地方自治体とJリーグクラブの関係は図1の通りであった。「その他」の具体的内容には、クラブの関連する政策や事業においてはクラブに対して都度協議を行う、連携事業などの実施方法について意見を聞きながら行う、協議会を通じてクラブと自治体の要望や課題に応じている、総合計画審議会、総合戦略会議の

委員であるなどが挙げられた。スポーツ推進審議会や計画策定への参画は地方自治体の政策決定過程における公式的な関与の形式であると考えられる。そして、一部の地方自治体ではスポーツ推進審議会の委員や地方スポーツ推進計画の策定段階におけるヒアリングという形で関係が存在している。このことから、スポーツ政策にクラブの意思を反映することが可能な公式的なルートが一部確保されているといえる。また、一部の地方自治体では、クラブがスポーツという個別政策領域の行政計画ではなく、地域の包括的な政策課題に向けた取組を示す総合計画の策定に関与している。一般的に総合計画は他の行政計画よりも上位に位置づけられ、地域の将来像を描くものとされるため、地域の包括的な政策課題のレベルにプロスポーツが関連づけられている可能性を示唆している。

政策決定段階において地方自治体とJリーグクラブの関係がないところでは、具体的な事業実施レベルで地方自治体の部署ごとにクラブとの調整が個別に発生している。ある地方自治体は次のように回答した。

「政策決定段階における場（委員会など）にクラブ関係者は入っておらず、具体的な事業実施の際に、それぞれの部署がその都度、意見交換し調整しなければならない。」（調査票の回答より）

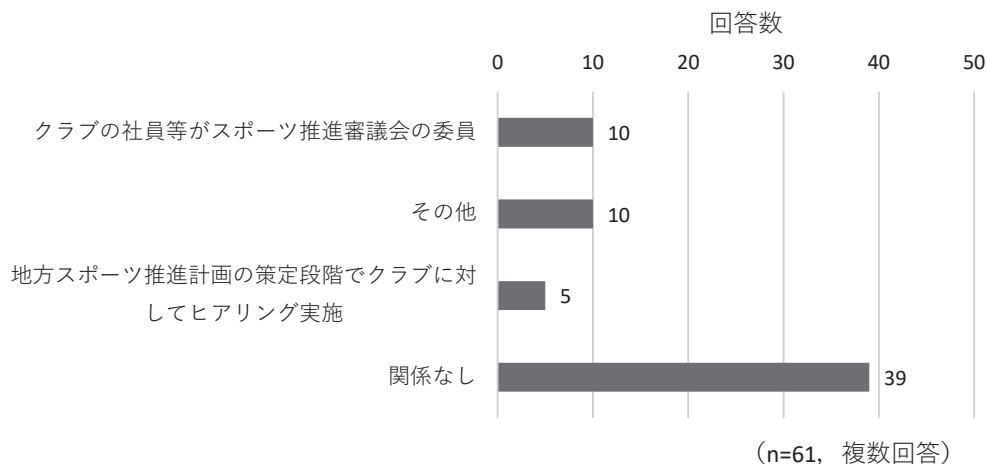


図1. 政策決定段階における地方自治体とJリーグクラブの関係

この回答は、政策のために地方自治体とクラブの間で様々な事業が展開されているが、事業ごとに対応部署が異なるということを示している。事業レベルでのやり取りは行われているが、政策レベルでのやり取りが活発でない可能性が示唆される。また、この回答は、地方自治体という組織を一括りにして捉えることはできないことを示している。そして、この回答は地方自治体内部の部署間ではネットワークが形成されていない可能性を示している。

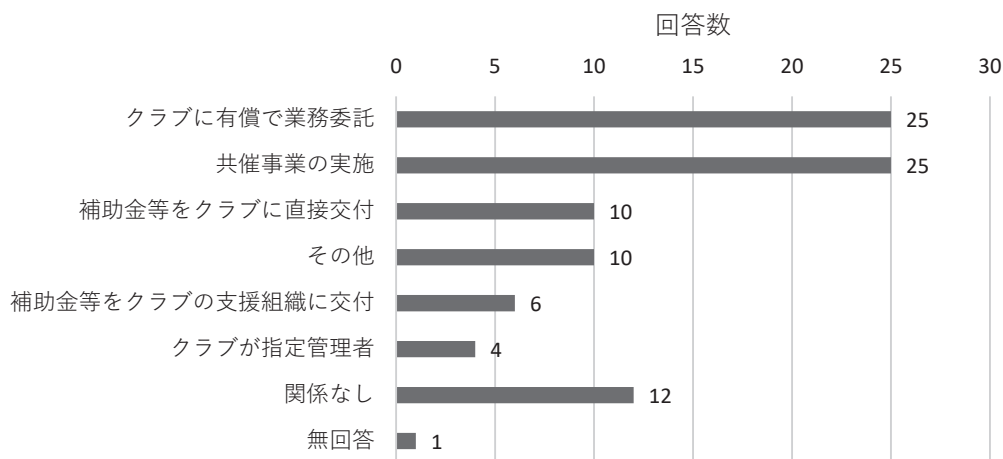
政策実施段階における地方自治体とJリーグクラブの関係は図2の通りであった。業務委託は地方自治体の政策目的を達成するための業務の執行を外部に委託するものである。そのため、地方自治体が財政的資源を調達し、その財源を資源としてクラブが公共サービスを執行するという関係であると考えられる。また、共催とは複数の団体による事業の実施であり、事業実施に係る地方自治体以外の団体の関与の度合いが大きいと考えられる。そのため、公共サービスの提供という点から考えると、地方自治体とクラブの間で事業の企画・立案段階から連携が存在していると考えられる。さらに、補助金交付は、財政的資源を地方自治体が調達して交付された団体に一定の執行を求める性質のものであるため、公共サービスの提供という点で、地方自治体が財源を調達してクラブ

が執行を担うという関係である。また、補助金は経済的インセンティブを用いて公共政策の目的に方向づける方法であるため、公共サービスの執行の担い手であるクラブの行動を政策の目的へ誘導するための方法であると考えられる (Skelcher, 2010)。

地方自治体にとってクラブと形成する PPP は主に公共サービスの執行のために機能しているといえる。クラブが公共サービスの執行を担うことを期待される理由の1つとして、地方自治体が政策の実施のための資源をクラブから調達することができることが挙げられる。ある地方自治体は「人的資源として、専門的な資格を有する方からのサポートはありがたい」(調査票の回答より)と述べていた。つまり、決定された政策に向けて公共サービスの執行を行うための専門的な人的資源を提供してもらうことが、地方自治体がクラブと PPP を形成している理由及び成果になっていると考えられる。

## 2. クラブの主体的な活動に対する地方自治体の評価

上述した地方自治体が行う政策のための関与とは別に、クラブはその組織目的のために主体的に活動を展開している<sup>3)</sup>。クラブが行う主体的活動について、地方自治体はその活動が公共的な課題



(n=61, 複数回答)

図2. 政策実施段階における地方自治体とJリーグクラブの関係

の解決につながっていることを評価していた。

「チームが独自に学校訪問やチャレン<sup>4)</sup>の取組を実施したり, SDGsを意識した活動をおこなっており, 学校教育の充実のみならず, 様々な社会課題・地域課題の解決に繋がっている。また, 本市の事業にも様々な形で連携・協力していただいております, 市民への事業の普及・啓発や事業の推進等に貢献していただいている。」(調査票の回答より)

クラブ独自の活動が地域の公共的課題の解決に貢献していることや市の事業への連携・協力を受けているという評価は, クラブの活動が広く公共的利益の実現につながっていることを地方自治体が認識しているということを示している。

地方自治体は, 地域の公共的課題の解決におけるクラブの役割の増大を求めることがある。ある自治体は次のように述べていた。

「これまで行政が担ってきた「公共」について, まちづくりのパートナーであるJリーグクラブにもになっていただく領域が出てくると考えている。「官が」「民が」ではなく共働, 共創していくためには, 緊密な連携が必要であり, そのために日々のコミュニケーションを十分に図り, 相互理解を深めていくことが重要である。」(調査票の回答より)

地方自治体は, 公共的課題の解決を地方自治体のみが担うのではなく, クラブも公益実現の担い手としての役割を果たすことが必要であると考えている。そして, 地方自治体が公益実現の担い手としての役割をクラブに期待しているからこそ, 地方自治体はクラブとの連携を深めることが必要であると認識している。

さらに, 地方自治体はクラブとのPPPを形成することを通じて, 地域課題を解決するためのネットワークを形成したり, クラブをハブとして

ネットワークを拡大していくことを期待している。

「様々な地域課題をJリーグのネットワーク・ノウハウを活用しながら協働して解決したいと考えている。現在Jリーグクラブと締結している協定を活きた協定とすべく自治体・クラブともに創意工夫が必要。」(調査票の回答より)

「地域課題の解決のために, 今後はより積極的な連携が必要と考えられます。また, クラブをハブとした公民連携を行うことにより, スポーツ分野だけではなく様々な分野にアプローチした取組が実施できると思われれます。」(調査票の回答より)

これらの回答からは, 政策のためにクラブが独自に形成するネットワークや地域課題を解決するためのノウハウを活用したいという地方自治体の意図が読み取れる。一方で, 「協定に基づいて自治体とクラブの連携を進めていくために創意工夫が必要」という回答は, PPPを具体的にどのように進めていくのかについての経験やスキルの蓄積が地方自治体に不足している可能性を示唆している。

### 3. 政策をめぐるPPPを支える資源交換

#### (1) 資源交換の実態

地方自治体とJリーグクラブの間でやり取りが行われている資源は, 公共スポーツ施設, 資本金, 人事交流に大きく分けられる。

公共スポーツ施設をめぐる関係は図3の通りである。地方自治体とクラブの間に公共スポーツ施設をめぐる関係はないことが多い理由の1つとして, スタジアムについては都道府県の所有する施設を使用するケースが多いことが挙げられる(日下, 2017)。また, 先行研究で指摘されているように, 公共スポーツ施設をめぐる優先的な配分として「日程調整」, 「料金」, 「施設改修」が行われている(日下, 2017)。

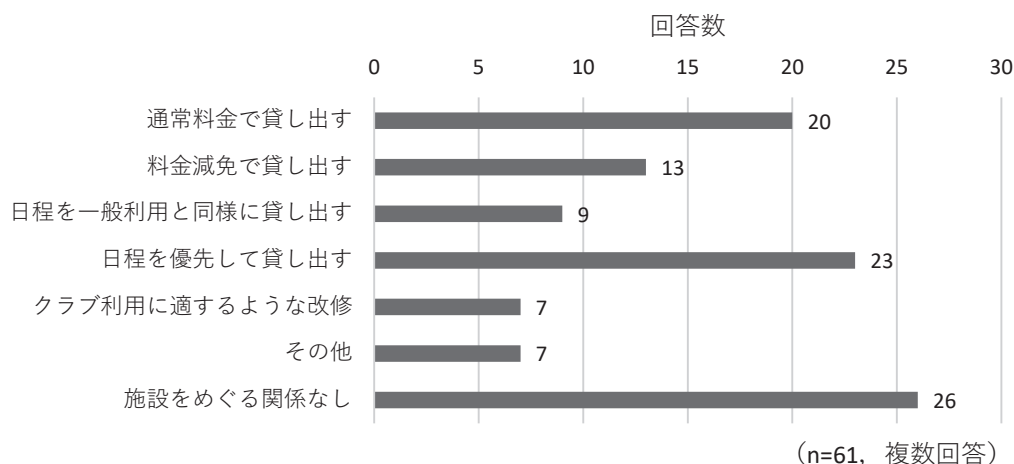


図3. 公共スポーツ施設をめぐる関係

次に、地方自治体とクラブの間の資本金をめぐる関係の実態は、「自治体からクラブへ、資本金を出資している」が27件（44%）、「自治体からクラブへ、資本金を出資していない」が34件（56%）であった。資本金の出資があるということにのみ焦点を当てると、地方自治体がPPPを形成する相手方であるクラブの存立を支援しており、地方自治体がクラブを一方向的に支援していると捉えることができる。他方、上述のように、地方自治体の政策においてクラブが公共サービスの執行の役割を果たしていたり、クラブの主体的な活動が公共的課題の解決に貢献したりしている。これらのことを踏まえると、資本金の面では地方自治体がクラブを支援する関係にあるが、政策の実現や公共的課題の解決の面では、地方自治体がクラブの協力を得ている関係にあると考えられる。つまり、地方自治体とJリーグクラブは多様な面で相互に支え合う関係にあると考えられる。

最後に、地方自治体とクラブの間の人事交流（職員派遣）の実態として、最も多かったのは「自治体とクラブの間で職員の派遣は行われていない」で50件であった。次いで、「自治体からクラブへ、職員を派遣する」が11件、「クラブから自治体へ、職員を派遣する」が1件であった。このような人的資源について、ある地方自治体は、職員派遣がクラブと連携するための窓口として機能していると回答した。地方自治体がクラブと連携

を行う場合に、職員派遣されている個人が地方自治体とクラブの間を取り結ぶ役割を担っていると考えられる。このことは、人事派遣されている個人が自組織と他組織の境界に位置しそれらを結びつける境界連結者（森，2016）として機能していることを示唆している。

## (2) 資源交換の意義と課題

地方自治体がクラブとのPPPを維持する上で施設の存在の重要性が示唆された。ある地方自治体は、「クラブに練習グラウンドを無償貸付し、練習環境を提供することにより、安定的な練習場の確保に寄与している。」（調査票の回答より）と述べた。活動拠点となる施設を整備することはクラブを地域に定着させることから、地方自治体はクラブに対する優遇措置を講じていると考えられる。一方で、別の地方自治体は、「ホームタウンの一つという位置付けではあるが、ホームスタジアムのある県内他自治体との結びつきが強く、本市との結びつきが弱いので、効果的な取り組みができない。」（調査票の回答より）と述べた。この回答は、地方自治体による施設の提供がクラブとの関係を維持したり、場合によっては強化する要素となっていることを示唆している。

また、公共スポーツ施設の新設や移転は、政策のために地方自治体がクラブとのPPPを推進する要因となりうることもあれば、PPPの在り方を

問い直す契機ともなる。ある地方自治体は将来的に市内にトップチームの練習場が整備されることを契機として連携強化に努めたいと回答した。このことは、活動拠点としてのスポーツ施設が地方自治体とクラブの関係強化を進める上での重要な要素であることを示唆している。他方で、別の地方自治体は次のように述べた。

「これまで、クラブ側と連携し、プロスポーツがあることを活かしてスポーツの振興、地域の活性化につながる取組を行ってきたが、〇年にスタジアムが△△（地域名）に移転することが決まっており、これまでの取組を今後も継続するのかが検討が必要となる。」（調査票の回答より。固有名詞などは伏せて記号で表記し、記号直後の括弧内は筆者による補足である。以下同じ。）

この地方自治体はスタジアムという資源を用いてクラブとのPPPを維持してきたが、スタジアムが別地域に移転することによってPPPを継続するかどうかを決める岐路に立たされているといえる。

さらに、地方自治体は公共スポーツ施設の優遇的な配分のバランスや経費負担の大きさを課題として認識していた。

「市サッカー場を練習場所として優先利用させているが、ほぼ毎日利用されているため、公共施設であるにもかかわらず、一般市民がほとんど利用できない状況となっている。使用料は全額免除としているが、天然芝コートメンテナンスに係る市側の経費負担が大きい。」（調査票の回答より）

「●●（クラブ名）のホームタウンは「■■■（地域名）」とされているが、実際には、スタジアムや練習場がある本市が中心となっており、練習場所の提供に係る費用等、全て本市が負担している。」（調査票の回答より）

「継続的に事業を委託するなどの支援を行っているが、特に練習施設などのハード面の整備要望が多い。トップチームの使用する練習場設備を整備、優先しようとする取り決めをすることで、ハード整備については一区切りをつけたと考えているが、日本サッカー協会やJリーグの方針（ホームグロウン制度）により、施設の増設、高度化を求められている。」（調査票の回答より）

政策のために地方自治体はクラブとPPPを形成し、そのためにクラブに対して公共スポーツ施設の優遇的な配分が行われていると考えられる。しかし、地方自治体はその資源の配分について、他の使用者とのバランスや整備にかかる経費負担が大きいことについて問題意識を有している。また、公共スポーツ施設の整備に係る費用が地方自治体にとっての負担になっている。そして、プロリーグやサッカー協会といったスポーツ側の状況の変化によって、地方自治体の負担が増えることが危惧されている<sup>5)</sup>。

公共スポーツ施設の提供が地方自治体とクラブのPPP形成にとって重要である一方で、その配分や負担が課題となることは、政策をめぐるPPPのパブリック・ガバナンスにおいて政府は複数の役割を果たしており、複数の利益の対立状態にあるという議論（Greve and Hodge, 2010）<sup>6)</sup>を参照することで考察できる。すなわち、一方で、地方自治体がクラブのために施設に係る負担をすることは、政策のために地方自治体はそのパートナーであるクラブの存立を支援し、PPP形成を積極的に進めていると捉えることができる。他方で、地方自治体が一般利用とのバランスや資源負担の大きさに懸念を抱いていることは、特定の利益ではなく公共的利益を保護するという役割からみた課題である。つまり、地方自治体はクラブとのPPPを推進する立場であると同時に、公共的利益を保護するという2つの立場の間で葛藤していると捉えることができる。



## VI. 総括及び今後の課題

クラブは主に政策の執行の担い手としての役割を担っているだけでなく、自らの活動により公共的課題を解決する存在として地方自治体から評価されている。つまり、政策や公共的課題の解決の担い手として、クラブは地方自治体から一定の役割を付与されたり、期待される存在であるといえる。そして、このPPPは、地方自治体による施設や資本金などの負担によりパートナーであるクラブの存立が支えられているのである。しかし、資源の優遇的な配分や負担をめぐり、地方自治体はPPPの推進と公共的利益の保護の間で葛藤していることが示唆された。先行研究においても地方自治体とJリーグクラブの間に施設をめぐる相互依存関係が形成されていることが指摘されていたが、本研究はこのような関係の背後にある地方自治体の葛藤についての新たな知見を提供している。すなわち、地方自治体はクラブとのPPPを手放しに推進するわけではなく、その推進から生じる問題にも配慮する必要がある、複数の立場からPPPの形成を考えなければならないということである。

今後の課題として、地方自治体の特徴によってPPPのあり方に違いがあるのかを明らかにすることが挙げられる。地方自治体は、人口規模、財政規模、産業構造、地域性などによって異なる特徴を持つ。そのため、地方自治体の特徴の違いによってPPPのあり方に違いが生じているのかを検討する必要がある。

また、政策に向かうための方向付けがどのように行われているのかを検討することも課題である。政策をめぐるPPPは、公的な方向性と私的な方向性の両方が交わるところに形成されたものである。そのため、地方自治体側の視点からいえば、PPPをどのようにして公的な方向性に向かわせているのかを検討する必要がある。

## 注

- 1) ホームタウンは市町村レベルの地方自治体である。また、本調査では主に2017年から調査時点までの約5年間の関係の実態について調査した。さらに、Jリーグ3部に加盟するクラブは分析対象から除外した。その理由はJリーグ3部に加盟するクラブは創設されて比較的新しいクラブが多く、当該クラブのホームタウンである地方自治体との間に継続的な関係が形成されておらず、経験や蓄積のある事例から政策をめぐるPPPの機能や課題を検討するという本研究の目的の検討にはそぐわないと判断したためである。
- 2) ただし、2021年9月30日までに回収された回答を含んだ結果を示している。
- 3) クラブが主体的に行う活動（興行試合の開催、スポーツ教室や各種イベントの実施など）に対して自治体が行う協力・支援の実態としては、広報支援が最も多く（55件）、次いで後援（26件）、その他（11件）、なし（2件）であった。
- 4) Jリーグが2018年から展開している社会連携活動のことを指す。この活動は、「社会課題や共通のテーマ（教育、ダイバーシティ、まちづくり、健康、世代間交流など）に、地域の人・企業や団体（営利・非営利問わず）・自治体・学校などとJリーグ・Jクラブが連携して、取り組む活動」のことであるとされており、「3社以上の協働者と、共通価値を創る活動を想定しており、これらの社会貢献活動等を通じて、地域社会の持続可能性の確保、関係性の構築と学びの獲得、それぞれのステークホルダーの価値の再発見に繋」げたり、この活動を通じて、SDGs（Sustainable Development Goals）に貢献しようとするものである（公益社団法人日本プロサッカーリーグ、n.d.）。
- 5) 上記の量の回答が地方自治体から出てくると自体が、公共スポーツ施設の配分についての地方自治体の問題意識の高さを表しているとも考えられる。

6) Greve and Hodge (2010) は PPP をインフラ整備のための長期契約型のものに限定して議論している。しかし、彼らの議論はこのような狭義の PPP にのみ当てはまるものではなく、「公共部門のアクターと民間部門のアクターとの間の制度化された協力的なアレンジメント」(Greve and Hodge, 2010) と捉える広義の PPP にも該当する議論であると思われる。

#### 謝辞

調査にご協力いただきました地方自治体職員の皆様に厚く御礼申し上げます。

#### 参考文献

秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉 (2020) 公共政策学の基礎 [第3版]. 有斐閣: 東京.

Bevir, M. (2009) Key concepts in Governance. Sage: London.

石川慎之助・間野義之・住田潮 (2014) 地域型サッカークラブと地方自治体との提携深化に関する概念モデル: 特例市における Jリーグクラブの事例から. スポーツ産業学研究. 24(1): 71-83.

Greve, C. and Hodge, G. (2010) Public-private partnerships and public governance challenges. Osborne, S.P. (ed.) The New Public Governance? Emerging perspectives on the theory and practice of public governance. Routledge: Oxon, pp.149-162.

伊藤修一郎・近藤康史 (2010) ガバナンス論の展開と地方政府・市民社会: 理論的検討と実証に向けた操作化. 辻中豊・伊藤修一郎編著, ローカル・ガバナンス: 地方政府と市民社会. 木鐸社: 東京, pp.19-38.

公益社団法人日本プロサッカーリーグ (n.d.) シャレン! について (<https://www.jleague.jp/sharen/about/>, 参照日2022年1月5日).

日下知明 (2017) 地方自治体と Jリーグクラブのスポーツ施設をめぐる政策ネットワークの特質に関する研究. 体育・スポーツ政策研究. 26

(1): 1-28.

日下知明 (2020) 地方自治体と Jリーグクラブの間の官民パートナーシップの特徴に関する研究: 地方スポーツ推進計画の分析を中心として. 体育・スポーツ政策研究. 29(1): 1-22.

日下知明・齋藤健司 (2016) 地方スポーツ政策における地方自治体と Jリーグクラブの官民パートナーシップに関する一考察: 地方スポーツ推進計画の分析を中心として. 筑波大学体育系紀要. 39: 75-79.

松橋崇史 (2020) プロスポーツクラブの経営を支える地方自治体の制度設計とその波及効果: 広島東洋カープと楽天野球団のケーススタディ. 拓殖大学経営経理研究. 117: 75-88.

Linder, S.H. and Rosenau, P.V. (2000) Mapping the Terrain of the Public-Private Policy Partnerships. Rosenau, P.V. (ed.) Public-Private Policy Partnerships. The MIT Press: Massachusetts, pp.1-18.

森裕亮 (2016) 自治体行政における官民パートナーシップ分析: 政策実施ネットワークと境界連結. 真山達志編著, 政策実施の理論と実像. ミネルヴァ書房: 京都, pp.30-46.

新川達郎編著 (2013) 公的ガバナンスの動態研究: 政府の作動様式の変容. ミネルヴァ書房: 京都.

Skelcher, C. (2010) Governing partnerships. Hodge, G.A., Greve, C. and Boardman, A.E. (eds.) International Handbook on Public-Private Partnerships. Edward Elgar: Glos, pp.292-304.

山本啓 (2008) ローカル・ガバメントとローカル・ガバナンス. 法政大学出版局: 東京.